

古代の国勢調査

今年は、五年に一度の国勢調査実施の年でした。人口は大正九年（一九二〇）の第一回と比較すると近年は大よそ二倍以上に増えましたが、現在は横ばいか減少傾向のようです。また、昭和四五年には初めて一億人を越えたこと、年齢を三区分（〇〜一四歳、一五〜六四歳、六五歳以上）した年齢別人口なども判明したようです。そのほか、市区町村別人口増減率、家族類型別割合、産業別就労者の割合なども解るようです。

庚午年籍

実は似たような調査が古代にも行われました。七世紀の後半、天智天皇九年（六七〇）に、初めて庚午年籍といわれる戸籍がつけられました。この戸籍がつけられた背景は、唐と新羅の連合軍に百済が攻撃を受け、同盟国である日本が百済救援に向かいましたが、六六三年に白村江の戦いで大敗を喫してしまいました。その結果、国内で権力を集中し、より強力な国家体制をつくりあげ、軍事体制を確立する政策の一環として戸籍制度を導入し、徴兵できる態勢を整えました。

庚寅年籍作成の前年である六八九年、持統天皇は戸籍の作成と同時に、成人男子の四人に一人の割合で兵士を選び出し、武器の扱いなどを習わせるよう命じています。

6年に1度

下毛野朝臣古麻呂が制定に関わり、七〇二年施行

行の大宝律令では、戸籍は六年に一度つくられ、その基本台帳を根拠に口分田を分け与えました。作成は農繁期を避けて、十一月〜翌年の五月末までにつくるよう規定されていました。作成に必要な紙や筆は、原則として登録される人々が負担することになっており、国司が必要な数量を算出して各戸に供出させることとなっていました。実際には必要経費を徴収したと考えられています。出来上がった戸籍は、同じものを三部作成し、一つは作成した国（国府）で保管し、二通を中央（都）に提出します。中央で一通は民政を管理する民部省に、もう一通は中務省が保管し、天皇が支配下の人々の名前をすべて御覧になる際の資料となります。

戸籍ができあがった後の冬には、田地の調査が行われ、その結果を踏まえて、さらに次の年の冬には改訂された最新の戸籍に基づいた口分田が、分け与えられました。六年に一度の戸籍の改訂と田籍の改訂が継続して行われないと律令体制は成り立ちませんでした。

また、税を集めるための台帳「計帳」が毎年つくられ、これを基に調・庸・雑徭といった諸負担の量が算出されました。律令の規定では、毎年六月末までに都では京職が、地方では国司が、戸主みずから自己申告した戸の人員の報告書を集め、これをもとに作成することとされていました。地方では人々が自ら自己申告文を書くことができた

下野市教育委員会 生涯学習文化課

のでしょうか？恐らく、各郡の郡司と職員である書生らが、巡回して各戸を調査し、帳簿を作成したと考えられます。郡司が各郡内で用意した基礎データ（各戸の個人の名前、年齢、性別）を国司が管轄下の郡を廻って集め、それらにより計帳がつけられたと考えられます。現代では、国勢調査指導員（全国で約一〇万人）、国勢調査員（全国で約七〇万人）が、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員としてデータ収集にご尽力いただきました。

天平五年（七三三）、下野薬師寺の改修工事の際、平城京右京三条三坊に居住の従六位上伊美吉子首（七九歳）は下野國薬師寺造司工として赴任してきます。彼の家族構成は、平城京の役人により作成された右京計帳として正倉院文書に残っています。

【用語解説】

庚寅年籍・・・持統天皇4年（690）のに庚寅の年に作成された戸籍。現存しません。
中務省・・・律令制で太政官八省の一つ。主に宮中の政務を司りました。

民部省・・・律令制で太政官八省の一つ。主に財政担当。諸国から貢納される調・庸など中央の財政を管轄する主計寮と諸国の田租など地方財政を管轄する主税寮を置いた。
租調庸・・・租は米、調は織維製品、食料品、金属製品などの特産物、庸は本来は10日間の労働、代わりに特産物などの米や布。雑徭は成人男子の場合年間60日間の労働。